

もし自分の親に介護が必要だったら・・・、もし自分が・・・
そのときどのように申請し、どのようなサービスを受けられるのか。
このような不安や疑問にお答えできる事業が社団法人三重県柔道整復師会にもございます。

介護サービスを利用

介護サービスを利用するためには、市町に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。窓口で申請すると、訪問調査や審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決められます。

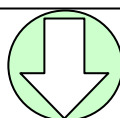
〔申請から利用までの流れ〕

1 申請する

サービスの利用を希望する人は、市町の担当窓口で「要介護認定」の申請をしましょう。
申請は本人または家族が行いますが、申請に行くことができない場合などには、成年後見人、地域包括支援センター、または省令で定められた指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

申請に
必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）



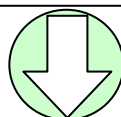
2 要介護認定が行われます

● 認定調査／医師の意見書

市町職員などが自宅を訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。聞き取り調査は全国共通の調査票にもとづき、基本調査、概況調査、調査員による特記事項の記入を受けます。また本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。主治医がない場合には、市町の指定した医師が診断します。

● 審査・判定

認定調査の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護保険部を必要とする度合い（要介護状態区分）が判定されます。



3 認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、市町から認定結果通知と、結果が記載された保険証が届きます。



【要介護状態区分】

【利用できるサービス】

- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1
- 要支援2
- 要支援1
- 非該当

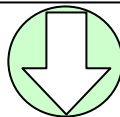
介護保険の介護サービス（介護給付）
日常生活で介助を必要とする度合いの高い人で生活の維持・改善を図るためのさまざまな介護サービスを利用できます。

介護保険の介護予防サービス（予防給付）
介護保険の対象者ですが、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い人などが受けるサービスです。

市町が行う介護予防事業（地域支援事業）
介護保険の対象者にはなりません。市町が行う介護予防事業の支援やサービスを利用できます。



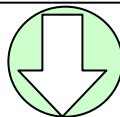
※改正前に認定や更新を受けた人は、有効期間内は改正区分でサービスを利用します。



4 ケアプランを作成します



- **要介護1～5と認定された人**は、在宅サービスと施設サービスのどちらかを選択し、在宅の場合は居宅介護保険支援事業者のケアマネージャーに依頼して、利用するサービスを決め、介護保険サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。
- **要支援1・2と認定された人**は、地域包括支援センターで保健師等が中心となって介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成します。サービス内容が決まったら、事業者や施設と利用の契約をします。



5 サービスを利用します



サービス事業者に保険証を提示して、ケアプランにもとづいたサービスを利用します。ケアプランにもとづいたサービスの利用者の負担は**原則として費用の1割**です。